

## 1. 基本方針

原発事故から2年が経過したものの、その様々な影響は未だ続いており、本会の経営は基より、将来、運営をどのように維持するかが大きな課題となっている。

しかし、そうした状況にあっても、ご利用されている方々が安全且つ快適に過ごせる場の提供と質の高いサービスを継続し提供するため、法人役員として定期的な理事会・評議員会・監事会を開催し、様々な課題と問題を解決しながら安定した基盤づくりを行う。

## 2. 事業内容

### ・理事会・評議員会・監事会の開催

理事会年4回、評議員会年2回、監事会年1回を基準に開催する。

- 予算、決算、基本財産、事業計画及び事業報告の審議
- 定款及び諸規程変更の審議
- その他必要に応じて臨時に理事及び評議員を召集し審議する。

### ・役員研修等

関係機関が主催する役員研修会に参加する。

- 県主催の役員研修
- 充実した運営及び経営のノウハウに関すること。
- 他施設から取り入れられるものの研究等

## 3. その他

今後の経営方針等について

- 理事会において、今後の法人経営と運営方針を協議する。
  - ・ 職員不足問題
  - ・ 財源確保の問題（原発賠償期限後（H27.2））
  - ・ 在宅サービスの方向性

### ※1 次の在宅系サービス事業等は平成23年6月1日から休業

- ・ 特別養護老人ホームいいたてホーム（短期入所介護）
- ・ いいたてデイサービスセンター（通所介護事業（一般・認知・予防））
- ・ いいたてヘルパーステーション（訪問介護事業（一般・予防・障害））
- ・ いいたてヘルパーステーション（訪問入浴介護事業（一般・障害））
- ・ やまゆり子育て支援センター（平成23年4月1日より開所出来ず）

### ※2 継続しているサービス事業

- ・ 特別養護老人ホームいいたてホーム（老人福祉施設）
- ・ いいたて在宅介護支援センター（居宅介護支援）（いいたてホーム内）
- ・ やまゆり保育所（川俣町）

## 1. 基本方針

- ① 「震災」との言葉にとらわれることなく、今入居されている方々の「生活の質」を維持させ、更に、安全且つ安心して、生活できる“場の環境づくり”に努める。
  - ② 重度化していく方の日々のケアは従来どおり“尊厳・自己決定・自立支援”を念頭におき、共に“笑い・楽しめる”暮らしを継続できるようにしていく。
  - ③ 放射能の不安を緩和することで、ご家族の方々がホームに足を運んで頂ける機会を増やし、ご利用者にとって大切なご家族との繋がりを大切にしていく。
- ※ 後悔しないケアを、職員のチームワークにより、今後も「いいたてホームならではのケアを展開、継続していく。

## 2. 重点目標

### (1) 生活の質をあげる

- ① 居場所づくり
  - ・ 放射能の不安を軽減することで、ご利用者や職員が、少しでも安心して居心地よく生活できる場にしていく。(放射能に関する勉強会や講演会を実施)
  - ・ ご家族の方々がホームに足を運ぶ回数が増えるよう、職員間との信頼関係を大切にし、また、ゆったり寛げるような雰囲気づくりに努める。  
(良い事も悪い事も連絡していく。また、談話し易いスペースづくりを行う。)
  - ・ 外出できない環境の中で、普段とは違った雰囲気を楽しめるような環境づくりに努めるため、気分転換やメンタル面のケアに十分な配慮をする。  
(レク活動や趣味を活かせる場を提供し充実させる。)
- ② 重度化ケアへの取り組み
  - ・ 疾病に対しての知識を深め早期の発見に努める。
  - ・ その人らしい生活が送られるよう、ご利用者や家族、職員間での情報を共有する。
  - ・ 定期的なケア会議を持ち、統一したケアを継続し、疾病の進行・悪化防止に努め、後悔しないケアをする。
- ③ 認知症ケアへの取り組み
  - ・ なじみのある環境で、家庭的な雰囲気をつくり、尊厳を大切にしたケアを行う。
  - ・ 個々の生活リズムを理解し、日課・本人の意向・できること・支援が必要なことに分け、必要な時に必要な支援を提供できるようにする。
- ④ その人らしい最期を迎えられること
  - ・ その人らしい最期を迎えられるように、ご本人やご家族と話し合いをしながら、その大切な時間をきめ細やかに支援していく。
  - ・ 普段の生活で、なじみの職員によるケア、慣れた音や匂い、ご家族や友人が気兼ねなく面会できるようにし、ご利用者の不安や孤独感をなくす。
  - ・ 看護職員、栄養士、厨房職員等の協力を得、日常の暮らしが安楽に過ごせるように総合支援をする。
- ⑤ 職員一人ひとりの意識を高めていく

- ・ 介護技術、専門的知識を深めることで、心身的に重度化されていく方のケアを、お互いに不安なく行えるようにする。
- ・ ご利用者本位のケアにあたり、自己選択できる環境づくりを行っていく。
- ・ 介護・医療・栄養の連携を密に偏りのない専門ケアを行えるようにしていく。

## (2) 暮らしに寄り添う

ご利用者のニーズの発掘・支援が、必要な時に必要な分、自然な形で行えるようにしていく。

- ① 外出への支援（短時間、村外への外出）  
季節毎のドライブや買い物、外食等を行うことで、生活感や季節感を肌で感じて頂き、また、社会との繋がりを継続していく。
- ② ボランティアの協力を得、また、専門の方からの支援を受け、趣味活動を進めることで自立支援を促していく。（自分の楽しみや趣味が続けられる環境をつくる。）
- ③ クラブ活動を定期的に行う。  
（ボランティアの協力を得、作品作りや展示をすることで達成感を得られるようにする。）
- ④ セレクト食の継続（食べる楽しみと、選ぶことの楽しみが持てるようにする。また、普段の食事が更に楽しみのもになるようにしていく。）

## 3. 具体的な施策

### (1) 各委員会の充実

- ① 職員は各委員会に所属し、専門的知識を習得し、専門及び具体的なケアに取り組みマンネリ化しそうなケアに、委員が中心となり改善や向上に繋げていく。

#### ア 口腔ケア委員会

食事を美味しく食べて頂くためのケアを目標に、口腔内の衛生は勿論、用具の選定、統一したケアができるよう、常に見直していく。

#### イ 入浴委員会

重度化していく方の、安全な介助方法を取り入れ、快適に入浴して頂くための環境整備に努める。また、温泉気分を味わって頂くための「お風呂の日」を設定継続していく。

#### ウ 排泄委員会

個々に合った排泄が快適にできているのか検討。自立支援への方法や排泄用品（紙おむつ・パット・失禁パンツ等）の選定や排泄環境を見直しする。また、ベッドで過ごされている方の安楽体位等の勉強会も行う。

#### エ リスクマネジメント委員会

職員がインシデント、アクシデントに対する意識を持ち、事故を未然に防げる力をつけ、継続性のあるケアを行えるようにしていく。

アクシデント発生時は、速やかに問題回避できるようケア会議を開き検討していく。（委員会開催時には、アクシデント内容を検討し、改善方法等を職員会議において周知していく。）

#### オ 食事検討委員会

食べる楽しみを継続できるよう、食事形態・健康管理・おかれている環境について、医務・厨房・介護の連携で見直し検討をしていく。また、セレクトメニューを検討し、食事への意欲が高められるようにしていく。

#### カ 行事・環境委員会

定期的にレクリエーションを行うことで、生活にメリハリをつけ意欲を持てるようにし、また、生活リハビリでの機能向上に繋がられるようにしていく。(1年間の行事を季節ごとに検討、開催していく。)

#### ※ 家向上委員会

- ・ ご利用者中心の生活ケアを最大の目標とし、意識向上・生活支援・食事推進の3部門を構成、抱える課題や問題を一つずつクリアし常に質の向上に努めていく。
- ・ 向上委員会で決定した事項は、全職員に周知徹底すると共に、取り組める方向に導く環境を整備していく。
- ・ 各委員会や会議、施設ケアの主要の方向性や企画、推進を図る。
- ・ 各リーダー等の育成も行う。

### (2) 会議の充実

#### ① 家長会議の充実

- ・ リーダーとしての自覚を持ち、常に向上心を持ってケアに取り組む。
- ・ 家職員のまとめ役として、協調性を保ちながら職員を「支持」していく。
- ・ 家長会議の目的を明確化。お互いに情報交換や相談の行える場にしていく。
- ・ ケアでの問題点を発掘し、軽減・解消に努めていく。

#### ② ケア会議の充実

- ・ アクシデントが発生したら、速やかに家内でケア会議を開き、同じ事故を起こさない対策をする。
- ・ 統一したケアを行うため、1か月のご利用者のニーズ把握と状態確認を行う。

#### ③ 職員会議の充実

- ・ 各家の現況報告(取り組み状況や課題)及び相談等の場とする。
- ・ 職員のレベルアップのため、介護・医務から「なんでも勉強会」を持ち、介護技術は勿論、職員としての心構え等の基礎的部分に戻り再度確認していく。

#### ④ 家内会議

- ・ 各家で取り組みを話し合い、統一したケア方針を持てるようにしていく。
- ・ 共通した情報を得、協力・信頼・刺激し合うことで、職員一人ひとりのレベルアップと、ご利用者のための「家づくり」を行っていく。
- ・ 各家内のコミュニケーションの場として充実させていく。

## 1. 家目標

ご利用者の体調管理に努めると共に、その人が生き生きと毎日が送れよう支援をして行く。

## 2. 方針

日常生活の中での変化を見逃すことなく、情報を共有し、心の声に共感できるようにする。

## 3. 具体的な計画

- (1) 四季折々の草花等を飾ることによって季節の移り変わりを感じて頂く。
- (2) 意思表示が難しくなっている方の日々の状態を把握しケアに繋げていく。
- (3) 外食、ドライブ等を行い、気分転換を図ると共に、顔馴染みの職員と一緒に居ることで信頼関係を深める。
- (4) その人らしい服装、身だしなみ等でメリハリのある生活を送って頂く。
- (5) 認知症等が重度化する中で、少しでも不安を軽減できるよう、声かけ・言葉遣いに十分配慮すると共に、暮らしやすい環境づくりに努めていく。

## 4. 生活面の計画

### (1) 食事について

- ① 盛りつけや、食器等を工夫し食欲をそそるようにする。
- ② ご利用者のペースに合わせ、ゆったりと落ち着いた環境の中で食べて頂く。
- ③ 日々の体調変化に伴い、食事の量や水分摂取等、適量摂取して頂くよう、職員同士の情報共有を強化する。
- ④ 最後まで経口摂取して頂けるよう、口腔ケアや食前体操の充実を図る。

### (2) 排泄について

- ① その人に合ったパット使用と、排泄パターンを把握しトイレでの自立排泄が継続出来るように支援する。
- ② 皮膚トラブル防止のため、洗浄・保湿クリームで対応する。
- ③ 羞恥心に配慮(カーテンで仕切りをすることや、居室のドアを閉め忘れない、また、言葉遣いに気をつける)。
- ④ 換気、消臭剤、新聞紙等を使用することで、臭い等の不快感軽減に繋げる。

### (3) 入浴について

- ① 個々に合った入浴時間、入浴方法を把握し安全且つ安楽に入浴して頂く。
- ② 季節、気温に合った衣類を準備すると共に、本人の好みも取り入れていく。
- ③ 皮膚観察を行い保湿クリームの対応や入浴後の水分補充に気をつける。

## 1. 家目標

ご利用者との関わりを大切に、個々に合った生活のお手伝いをする。

## 2. 方針

- (1) 24時間シートを活用し、個々の生活スタイルを充実させる。
- (2) ご利用者のご家族の関わりや想いを大切に信頼関係を築く。
- (3) 安心して過ごせる、居場所・空間づくりに努める。

## 3. 具体的計画

- (1) コミュニケーションの中から、思いや、希望を汲み取り、楽しみや意欲を引き出し、その人らしく生活して頂く。
- (2) 仕草や表情の変化を見逃さず、安全、安楽に過ごせるよう細かい所まで気付けるように努める。
- (3) 要望に添えるよう、介護職員としての視野を広く持ち、心にゆとりを持ってお手伝いをする。
- (4) ご家族に、誕生会や行事等に参加して頂けるよう積極的に連絡を取り、家族との関わりや思い出を多く持てるようお手伝いする。
- (5) 落ち着けるような居場所づくりに努める。
- (6) 連絡ノートを活用し、職員間のチームワークを密にしたケアを行う。

## 4・生活面の計画

## (1) 食事について

- ① 個々に合った食事形態、量、姿勢、ペースを把握し、また、盛り付け等も工夫しながら、美味しく安全に食事が摂れるよう努める。
- ② 楽しく食事が出来るよう雰囲気づくりに努める。  
ア) 家料理等で、好物や食べたい物を提供し喜びを味わって頂く。  
イ) 個々に合った口腔ケアや食前体操で唾液を促し、食べる意欲を引き出せるように努める。

## (2) 排泄について

- ① 個々の排泄パターンを把握し、プライバシーや安全面に配慮して支援に努める。
- ② 随時、個々に合ったパットを選定し、且つ、陰部洗浄や当て方を工夫しながら皮膚トラブルを防げるよう努める。
- ③ 排尿・排便の観察を行い体調管理に努める。
- ④ 居室やフロアの尿臭対策を怠らない。

## (3) 入浴について

- ① 状態を把握し、安心・安全な入浴を提供する。
- ② ゆったりと気持ちよく入浴できるよう介助を行う。
- ③ 常に皮膚の観察をすることで皮膚の悪化を防げるよう努める。
- ④ 湯上りの保湿に努める。

## (4) 生活について

- ① レクリエーションや行事等で気分転換を図り、楽しみの持てる生活を支援して行く。
- ② 積極的にお手伝いできることはお願いし、役割を持って頂くことで、生きがいを持てるよう支援して行く。
- ③ 一人ひとりに携わる時間を増やし、コミュニケーションやスキンシップを図り、豊かな表情を見出す。
- ④ 季節に応じた、身だしなみや環境に配慮し健康管理に努める。

## 1. 家目標

ご利用者の認知症の進行や重度化により、日々のケアから介護職ができることは何かを常に目で見えて、しっかり考えながら、必要に応じた知識とケアを身につけ、更により良い支援ができるようにする。

## 2. 方針

日々の生活がより良いものであるためにはどうすれば良いのかを職員一人ひとりが意見や考えを出し合い、その結果をケアに実践できるようにしていく。

## 3. 具体的な計画

- (1) 胃ろうのケアを充実したものにするには何をすべきかを考えてケアにあたる。  
(胃ろう部位のトラブル防止、口腔ケア、入浴、カテーテルの確認など。)
- (2) 褥瘡予防への対応として、ただ身体の向きを変えるだけでなく定期的な体位交換の意義を理解し体位交換を行えるようにする。
- (3) 健康を守るための環境づくりとして、湿度や温度を一定に保つよう心がける。  
(ご利用者は体温調整をする機能が低下しているため、居住空間の環境が体調に影響を及ぼすことが多いため)
- (4) 快適に過ごすための環境づくりとして、昔から馴染みのあるものや写真を飾ったり、植物や花等を置いたり、春には桜、冬には雪を眺めるなどして季節の移り変わりを感じて頂く。  
(横になる時間が長くなり、同じ部屋で過ごす時間が長いと、刺激が少なくなり、季節感もなくなってしまうため)
- (5) 日々どんなことを考えて過ごしているのかを考えながら、様々な情報を収集しながら、思いを探り、寄り添うことの出来るケアを目指す。また、些細な変化を見逃さず、敏感に思いを感じとれるよう、信頼関係を深めながらケアをする。

## 4. 生活面の計画

- (1) 生活について  
ご利用者の重度化により、フロアで過ごせる方が少なくなっていることから、一人ひとりに関わる時間を大切にする。
- (2) 食事について  
一人ひとりに合った食事形態をしっかり把握し、看護師や栄養士など多職種間との情報交換を行いニーズに合った食事を提供できるようにする。
- (3) 入浴について  
身体状況や皮膚の状態などを把握し、入浴後は保湿クリーム等を塗布し肌の乾燥・皮膚トラブル等の防止に努める。また、看護師との連携を密にして安全に気持ち良く入浴が出来るよう環境づくりを行う。
- (4) 排泄について  
皮膚の状態や排泄環境を考えた排泄用品を使用し対応して行く。また、排泄後の消臭対策もきちんとして行く。

## 1. 家目標

ご利用者の精神面や身体面を深く理解し、また、一人ひとりのニーズをしっかりと把握しながら日々のケアに努める。

## 2. 方針

目標や役割、趣味や今出来ることを支援させて頂くことで、その人らしさを引き出すため「語らい・ふれあい」の時間を創っていけるよう工夫しながら生活を共にして行く。

## 3. 具体的計画

- (1) コミュニケーションや関わりを大切にし、何がしたいのか、どんなことを望んでいるのかを知り、その思いを大切にお手伝いさせて頂きながら信頼関係を深めていく。
- (2) 加齢に伴う認知度の低下に対し、日々のケアの中から職員間の共通認識を明確にすることで、統一した対応と経過を見守り、不安を軽減できるようにする。
- (3) 作品づくりに参加頂き、遣り甲斐と完成時の達成感、生き甲斐を感じて頂けるよう勧めていく。
- (4) ご家族の面会時、家族への手紙や電話等を通して連絡を密にし、誕生会等の行事等にも参加して頂くことで、思い出に残る楽しい時間を過ごせるようお手伝いする。また、近況をお知らせすることで、コミュニケーションを図り家族との絆・信頼関係を深める。
- (5) 外出の機会が少ないなか、季節感を感じて頂けるような設えを工夫していく。

## 4. 生活面の計画

## (1) 食事について

- ① 個々に合った食事形態・量・嗜好を把握し、美味しく・楽しい食事が出来るよう努める。
- ② 旬の食材を使い、昔の手料理を作り皆さんと一緒に季節感を味わう。
- ③ メニューに合わせた食器や盛り付けに配慮し、食欲が出るような雰囲気づくりに心がける。

## (2) 排泄について

- ① 排泄パターンを知り、プライバシーや安全に配慮した排泄介助を行う。
- ② 個々に合ったパットを随時選定し、当て方や個人に合わせた使用を工夫しながら肌トラブルを未然に防ぎ、快適に過ごして頂く。
- ③ トイレでの排泄を維持・継続できるよう支援して行く。

## (3) 入浴について

- ① ゆっくり、ゆったりと入浴して頂けるよう身体状況に合った入浴形態を把握し、安全で安楽な入浴ができるようにする。
- ② 体調変化に合わせて看護師・他の家との連絡・連携・協力体制を密にして柔軟な対応に心がける。
- ③ 楽しく、気持ちの良い入浴をして頂くために、プライバシーへの配慮に留意し、また、入浴剤の使用の他に、柑橘類や季節の草花を浴槽に浮かべることや、入浴中に演歌や民謡、唱歌等のCDを流す等、楽しい入浴時間にして行く。
- ④ 皮膚の状態を把握し、皮膚トラブルを未然に防ぐことや保湿クリームで対応することにより現状維持できるようにする。

## (4) 生活について

- ① レクリエーションや季節の行事等に参加し、生活にメリハリをつけ、ストレスのない生活環境に努め笑顔で生活して頂く。
- ② 外出が困難な状況のなか、共同作品づくりに取り組むことで、参加することへの意欲を引き出し、遣り甲斐や完成時の達成感に繋げていく。
- ③ ケア以外の場面でもコミュニケーションや交流を大切にし、日々の生活を大切に過ごして頂く。
- ④ リスクを考慮しながらも気分転換が図れるよう、ドライブや買い物等に出かけられるよう計画する。
- ⑤ 季節の草花を設え、季節・旬の食材で家料理に取り組み、季節感を感じとって頂けるようにする。



## 1. 家目標

個々が自分らしく、充実した生活が送れるように支援する。

## 2. 方針

- (1) 出来ていることが継続出来るよう、日々の様子を観察し、出来たことへの喜びを分かち合いながら支援をして行く。
- (2) 一人ひとりに目配りや気配りを行い気兼ねない雰囲気づくりをする。  
(一日一回は声掛けしコミュニケーションを図る。又、ご家族が面会に来られた時は生活の様子などをお話し情報を共有する)

## 2. 具体的計画

- (1) 日々の支援の中からご利用者の「想い・感じ・願い・要望・期待・夢」等を見出し、少しでも叶えられるよう希望等を見出す。
- (2) 多職種間との連携を密にし、情報を得、ご利用者が無理なくレク等に参加され、楽しいものになるような計画を立てる。

## 3. 生活面の計画

## (1) 食事について

- ① 食事摂取の状態変化に合わせ、随時検討しながら、経口摂取が出来ることの喜びを感じて頂けるようにする。
- ② 個々に合った食事時間に召し上がって頂くことにより「食」への意欲・楽しみを持って頂く。  
ア) 季節の物を家料理し家庭的な雰囲気を味わって頂く。  
イ) 食前体操をすることによって、唾液の流出を促し咀嚼力を高める。  
(職員がご利用者の個々に合わせた体操をする。)

## (2) 排泄について

- ① 排泄介助・交換時の言葉遣いに気を付けプライバシーを守る等、心配りする。
- ② 個々の状態変化や季節に合わせ、随時パットの選定と清潔の保持に努め、皮膚トラブルに努める。

## (3) 入浴について

- ① 状態に変化が表れたら随時入浴方法を検討する。  
(身体チェック、皮膚トラブル確認)
- ② 体調により入浴出来なかった時でも、全体又は部分清拭・足浴等で爽快感を少しでも味わって頂けるようにする。
- ③ 入浴後の整容を、自分で鏡を見ながら少しでも整えられるようにサポートをする。
- ④ リラックスして入浴をして頂けるような工夫をする。

## (4) 生活・環境について

- ① それぞれの役割(新聞たたみ、洗濯たたみ、おしぼり丸め、食事の準備等)が継続して出来るよう支援する。
- ② 統一したサポートが出来るよう、チームワークを大切に職員同士が随時話し合い、多職種の職員と連携を図り、メリハリのある生活を送れるよう努める。
- ③ 個々を尊重し少しの時間でも寄り添い、否定することのない言動をもって信頼関係を深める。
- ④ 他のユニットとの交流を図り、行事・ドライブ等に積極的に参加出来るよう働きかけて行く。
- ⑤ 空間環境を整え(ソファ・植物・換気等)ゆったりと過ごせるよう個々の状態に合わせて工夫して行く。

## 1. 家目標

ご利用者がありのままで生活できるよう支援する。

## 2. 方針

- (1) 個々の生活リズムを把握し、ご本人やご家族の理解を得ながら、統一したケアができるよう支援する。
- (2) 過ごしやすく、また、ご家族の方が気軽に立ち寄れるような、居室・リビングづくりと雰囲気づくりに努める。
- (3) ご利用者の体調管理に努め、多職種との連携を図りケアしていく。

## 3. 具体的計画

- (1) 生活パターンを知り出来ないことを支援していく。また、ご家族の面会時には、近況を報告しコミュニケーションを図っていく。その中で在宅での生活の様子や趣味・趣向などを聞くことにより、現在のケア内容を見直しながら、ご利用者らしく生活できるよう支援する。  
限られた生活環境のなかで、行事やレクリエーションへ参加を促し、また、他ユニットとの交流を深めることで、一日一日を楽しく過ごして頂く。
- (2) ご家族の協力を頂きながら、ご利用者が使用していた馴染みの物を居室に置き、以前と変わらぬ生活環境に近づける。  
気分転換やリフレッシュを考え、外出困難のなかでも、定期的な外出の機会を持てるようにする。(室内でも季節感が感じられる環境づくりに努める。)  
日々の関わりのなかで、ご利用者の声に傾聴し、「今何をして欲しいか・何を望んでいるか」を汲み取り、寄り添いながら接し楽しく安心して生活出来るよう心がける。
- (3) 体調の変化を見逃さず多職種との連携を図りながら早期発見・早期解決に努める。  
ご利用者の重度化・認知症の進行を予防するため、普段できる生活リハビリやラジオ体操・手足の運動・手伝い等を盛り込み、個々に合ったケア内容で充実できるよう支援する。  
ターミナルケアでは、ご利用者とご家族の希望や意志を密に話し合い、馴染みの環境で孤独感を感じさせないケアを多職種と協力し対応していく。

## 4. 生活面の計画

### (1) 食事について

- ① 楽しく・美味しく食べて頂くために多職種と連携し、その都度、柔軟に対応することで満足して頂けるよう心がける。
- ② 行事食・家料理等に積極的に取り組み、また、ご利用者と一緒に季節の物を調理し楽しんで頂けるよう努める。
- ③ 安全・安心して食べて頂くよう食事形態の見直しや盛り付けに配慮し提供する。また、食べて頂くことの意味を把握。

### (2) 排泄について

- ① 個々の排泄パターンを把握し、状況に合わせたパットの使用と見直しを随時検討していく。
- ② 居室・フロアの消臭対策に努め、本人・来客の方に不快を与えないよう心がける。
- ③ 排泄時の言葉遣いやプライバシーに十分配慮し、気兼ねなく頼める環境づくりに努める。

### (3) 入浴について

- ① 個々の身体や状態に合った入浴方法と形態を検討し実施する。
- ② 安全・安心して入浴できるよう知識と技術を高め、また他家と協力しながら行なう。
- ③ 入浴の意味と意義を理解し、好みの入浴剤等を使用し、ゆったりとリラックスできる時間にする。

## 1. 家目標

ご利用者、ご家族との絆を大切にすると共に、笑い、涙、怒り等の感情を素直に受け止め、人生の思い出の一ページに入れて頂けるような生活を提供する。

## 2. 方針

職員一人ひとりが、ご利用者の体調変化や感情を見逃すことなく、職員連携の下、誰もが敏速な行動に移せるようにする。

## 3. 具体的な計画

- (1) ご家族の方々が、気軽に足を運べるような雰囲気づくりを行い、共に思い出話等も出来るような関係づくりに心がける。
- (2) ちょっとした変化も見逃すことのないようプロとしての意識を高め、安心して生活を送れるようにする。
- (3) ご利用者に対しての言葉遣いは勿論、職員間での会話等に対しても十分注意する。

## 4. 生活面の計画

### (1) 食事面

- ① ご利用者の摂取状況形態の見直しや、目で見て食欲が出るような配膳や雰囲気づくり、また、楽しく会話を持ちながら食べられるような環境づくりに努める。
- ② 食前体操、口腔マッサージ等で安全に食事を摂れるようにする。

### (2) 排泄について

- ① 一人ひとりの排泄パターンを把握し、快適に排泄が出来るようチェックシートの活用、申し送り等を徹底する。
- ② 羞恥心、消臭対策、声かけ等には十分注意する。
- ③ 個々に合った排泄時間やパットの見直しを随時行い皮膚トラブル等を抑えるよう洗浄、クリーム等を用いる。

### (3) 入浴について

- ① 個々合った入浴形態で、安心して入浴して頂けるよう介助の統一性を図る。
- ② 浴室内やお湯の温度に注意し、湯上り等の乾燥防止のために保湿クリーム等を用いる。また、皮膚のトラブル時には速やかに看護師に報告し治癒や改善を図る。

### (4) 生活について

- ① 居室で過ごされているご利用者が、快適に過ごすことが出来るような環境づくりやこまめな声かけをする。
- ② 感染症対策として、換気、加湿、室温、衣類の調整、職員の体調管理等に努める。
- ③ レクの参加や合同行事等で、他家とのコミュニケーションの時間を設ける。

## 1. 家目標

ご利用者一人ひとりが安心感、満足感のある生活を送れるようお手伝いする。

## 2. 方針

- (1) 個々の状態に合わせ、安心且つ安楽に過ごせるよう環境を整える。
- (2) 思いに寄り添い、メンタル面の安定に努める。
- (3) 体調の変化を察知する。

## 3. 具体的計画

- ① 線量を正しく理解し、自然の風を取り入れるような環境づくりをする。
- ② ご利用者の喜怒哀楽を大切に、一緒に思いを共有し、職員が統一したサポートをすることで、不安やストレスの緩和に努める。
- ④ 変調をいち早く察知し、多職種との連携を密にして病状の悪化防止に努める。
- ⑤ 状態が重度化した場合は、最後まで孤独を感じさせないよう、精神面のケアとご家族との連絡を密にし、安心して人生の最後を迎えられるよう環境づくりに努める。

## 4. 生活面の計画

### (1) 生活について

- ① 出来ること（おしぼりたたみ、新聞たたみ、食事の準備）は、継続できるようお手伝いをさせて頂く。
- ② 季節に応じた行事を企画し、楽しみながらメリハリのある充実した生活が送れるように努力する。
- ③ 身だしなみや口腔内の衛生に気を配る。

### (2) 食事について

状態変化に合わせ随時検討し、口から食べることの喜びを感じて頂けるようにする。  
また、季節のものを家で料理することで家庭的な雰囲気を感じ、時には、外食をすることでリフレッシュして頂く。

### (3) 排泄について

- ① プライバシーの配慮をしつつ、個々の排泄の状況に合わせ、随時パットの選定と陰部洗浄を行い、常に清潔保持に努めると共に皮膚の悪化防止に努める。
- ② 個々に合った排便コントロールを促し、快便出来る方法を模索する。
- ③ 消臭対策にも努める。

### (4) 入浴について

- ① 状態に変化が表れたら、随時、入浴方法を検討する。また、安全・安楽に入浴をして頂けるよう工夫をする。
- ② 体調により、入浴が出来なかった時でも清拭や足浴、保温等で、出来ることをケアすることで、安楽に過ごして頂けるような環境づくりに努める。

(年間目標)

高齢化や要介護度の重度化に伴い、必要とされる医療行為の充実を図り、終末期においても施設生活が安心して送れるよう、多職種間との連携・協働体制を深めていく。

また、職員の健康管理にも留意し、定期健診は基より、個別の相談などにも対応できるよう専門知識の向上と時節に合った管理指導に努めていく。

1. 業務計画

1) ご利用者及び職員の健康管理

① 定期健康診断

- ・入居者 —— 年2回の基本検診、年1回の胸部レントゲン（結核検診）
- ・職員 —— 年2回の基本検診（夜勤業務従事者）年1回の基本検診（一般）
- ・腰痛検査 —— 年2回の専門医診察（特養介護員）年1回の腰部X-P（全員）

② 健康状態の把握

- ・職員間の連絡を密にし、情報を共有することで疾病の予防と予測ができるようにする。
- ・定期健診の継続と結果考察・指導の実施
- ・“なんでも勉強会”を活用し健康に対する意識を高める。
- ・感染症対策委員会を柱に活動し意識を高めていく。
- ・予防の重要性について再認識し、多職種間との連携を図る。
- ・インフルエンザワクチンの接種（入居者及び職員）

2) 入居者に対する専門的ケアの導き

- ① 拘縮予防 —— 特に、ベッド上で過ごす時間が多い方に対して重力に反した動きを加えることで可動域を拡げていく。  
→ リストを作成し、評価することで継続できるようにする。
- ② 口腔ケアの充実 —— 疾病予防の意味からも不可欠であり、委員会と連携を図ることで施設全体で取り組む足がかりとしていく。  
→ アセスメント表の作成・ケア評価の見直しを定期的に行う。
- ③ 褥瘡予防 —— 褥瘡をテーマに、皮膚の健康を意識した内容にしていく。  
最期まで健やかな状態で過ごして頂くことが目標。  
→ 細やかな観察の目を養い、職種を超えた連携に努める。
- ④ 内服薬の管理 —— クリニックとの連絡調整を整備し、正確に薬を投与する。
- ⑤ 受診への対応 —— クリニックの医師と定期・臨時受診の判断と計画を立てる。  
入院中に関しては定期的に訪問をし、ご家族との信頼関係を築く。  
→ 連絡体制を整え緊急時に備える。また、病院との関係を良好に保つ。

### 3) 病院との協力体制

これまで以上に細やかな連絡体制を確立していくことでご利用者の身体の変化や取り巻く状況の変化などに対応していく。

### 4) 看取り介護について

- ① 多職種間との連携及び情報共有を密にする。
  - ・ 体調不良者及び低栄養高リスク者の把握
- ② 方針の明確化・ケアプランへの導入
- ③ 本人・家族との信頼関係を保つ
- ④ 各専門職の権限・責任・能力を理解したうえでの協働
  - ・ 介護士の医行為についての明確化

### 5) 医行為の勉強会継続について

看取り介護を方針に掲げていることと医療的ケアを必要とするご利用者が増えている現状から、介護職員による医療行為の安全性を確立していく。

## 2. 日課計画表

	午 前	午 後
日課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夜間状況の把握・受診通院の調整</li> <li>①機能訓練 ②バイタルチェック</li> <li>③ 処方薬の管理 ④生活援助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ケア会議出席 ⑥入浴後の衛生処置など</li> <li>⑦医薬品と衛生材料の補充 ⑧配薬</li> <li>⑨ 夜勤者への申し送り ⑩記録</li> </ul>

## 3. 年間・月間・週間内容

	看護職が主体に担う	他職種と連携して行う業務
年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期健康診断</li> <li>・ 受診報告書管理</li> <li>・ 勉強会開催</li> <li>・ 予防接種</li> <li>・ 施設内診療の調節と介助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケアプラン作成</li> <li>・ 受診介助</li> <li>・ 機能訓練</li> <li>・ 行事への参加</li> </ul>
月間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体重測定</li> <li>・ 常備薬点検</li> <li>・ 衛生材料管理</li> <li>・ 勤務表作成</li> <li>・ 定例会の実施</li> <li>・ 機能訓練予定作成</li> <li>・ なんでも勉強会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各行事への参加</li> <li>・ 予定表提出</li> <li>・ 各会議への出席</li> <li>・ 各委員会への参加</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期回診日の診療補助</li> <li>・ 処方薬分包</li> <li>・ 薬品発注、受理</li> <li>・ 処方薬の把握と服薬指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境、器具の点検と整備</li> <li>・ 通院の介助</li> <li>・ 施設内研修の企画</li> <li>・ 広報『茶田夢』の作成協力</li> </ul>

## 1. 基本方針

ご利用者の特性、身体状況等に柔軟に対応した栄養バランスのとれた食事を提供すると共に、美味しくあたたかみがあり、食の楽しみをご利用者と共有できるメニューに取り組んで行く。

## 2. 具体的な施策

### (1) 食事サービス

#### ① 食べやすく、美味しい食事の提供

- ・ ご利用者の意思を尊重しながら他職種と連携し、随時食事形態の見直しを行いより食べやすい形態で提供できるよう工夫していく。

#### ② 栄養ケアマネジメントの実施

- ・ 栄養管理計画書作成により個々に応じた栄養管理をおこなう。また、定期的評価、見直しをおこない体調管理の維持に繋げていく。

#### ③ 安心・安全な食事の提供

- ・ 衛生管理を徹底し、常に食事提供者として自覚を持ち食中毒及び感染症予防に努め厨房内の環境衛生を保つ。
- ・ 食の安全を確保するため原材料と産地を確認し安全な食材を使用する。また、定期的に食材の放射線量の測定を実施する。

#### ④ 会議の充実

- ・ 厨房会議 厨房内での取り組みを話し合い、提出された意見や課題を基に、各自責任をクリアしていく。また、家会議内容や食事変更の確認を行う。
- ・ 家会議 厨房職員は各自各家を担当し、家会議へ参加することでご利用者の状態を把握。それを基に食事提供に反映させる。

### (2) 各自目標

#### ① 栄養士

- ・ 期限を定め迅速に事務処理をおこない、余裕をもって食事内容について協議しながら円滑な作業を助長し業務効率のアップを図る。
- ・ ご利用者の希望に配慮したバースデーケーキを手作りすることで、雰囲気盛り上げ、思い出深い誕生会が出来るようお手伝いさせて頂く。
- ・ 日曜午後におやつレクを介護職員と一緒に実施。(ご利用者の目でおやつを作り喫茶形式で提供。また、皆のコミュニケーションの場となる家庭的な雰囲気を味わって頂く。)

#### ② 調理職員目標

- ・ 月1回、旬の食材を活かした調理方法で提供し、五感で感じられる食事を提供する。
- ・ 調理技術の向上と専門知識の習得に向けた勉強会をおこなう。

平成25年度 いいたて在宅介護支援センター  
指定居宅介護支援事業所事業計画

1. 基本方針

介護保険の基本理念である「高齢者の自己決定権の尊厳」「自分らしい生活の継続」及び「自立支援」を基本とし、常にご利用者の意向を踏まえ、自立支援に向けた居宅サービス計画を作成し、そのプランに従ってサービスが提供されるよう多種多様の事業者と調整しながら、在宅での生活が継続できるよう支援していく。

(1) 信頼を得る

ご利用者とそのご家族の方とのコミュニケーションを重視し、おかれている立場の把握や内外的な要因を取り除くことによって信頼関係を得る。

(2) 課題を正確に捉える

アセスメントを正確に行うことによって、ご利用者及びご家族の方の抱える課題や問題と向き合う。

(3) 情報提供をする

今、必要とされる介護保険制度やサービス提供等の情報を適切に詳しく説明する。

(4) モニタリングを行う

毎月、正確な身体の状態や生活環境等を把握し、その方の状態にあったサービスを提供できるよう定期的モニタリングに努める。

(5) ご利用者の立場に立つ

常にご利用者の立場に立ち、何が今必要とされているかを一緒に考え、対応することに努める。

2. 具体的な施策

《ケアマネジメントの充実》

(1) アセスメント（課題分析）

ご利用者及びご家族の方の意向等を把握し、解決すべき課題や生活行為等に対する可能性を抽出し、それらに基づく目標を導き出す。また、得られた情報はケアマネジメントの中核とし状態像を十分に把握する。

(2) サービス担当者会議（ケアカンファレンス）

ご利用者及びご家族の方、サービス事業所が参加することにより、生活への要望や課題を直接会って確認することで、その思いをチーム全員が共有できると共に、ご利用される側が「支援チーム」に支えられているという実感をもってもらう。

(3) モニタリング（サービス実施状況の把握及び評価）

モニタリングは、ご利用者に対する継続的なアセスメントでもあり、ご利用者や家族の要望や苦情を口に出せるような関係を築いていくとともにサービスの実施状況も確認する。

(4) 居宅サービス計画の見直し（再アセスメント）

モニタリングの結果から、ケアプラン変更の必要性が生じたら、その内容を確認しご利用者の状態の変化及びニーズを把握し再アセスメントを行い居宅サービス計画を



見直し作成する。

#### (5) 給付管理

サービス提供事業者からサービスの実績報告を受け、内容を確認し「給付管理票」を作成し翌月10日までに県の国民健康保険団体連合会に提出する。

### 3. 重点事業目標

- (1) 利用者及び家族に対して、避難先の福祉サービス情報を説明し、希望するサービスを選択して頂き、サービス利用に繋げる。(避難先のサービス事業所一覧の配布)
- (2) 月1回のモニタリング以外に電話連絡で状態を常に把握し、避難先での孤立や意欲低下を未然に防ぐ様に対応する。
- (3) サービス利用事業所から利用状況等の情報を提供して頂き、利用内容の見直しや頻度の見直しにより状況に沿ったケア計画を行なう。
- (4) 効率的な訪問活動により経費節減とゆとりの時間をつくる。

### 4. 介護支援専門員の資質・専門性の向上

- (1) 研修会へ積極的に参加し、専門知識の習得に努め資質の向上を図る。  
介護保険制度改正に伴う情報を収集し、周知徹底する。
- (2) 不満や苦情があれば、迅速かつ適切な対応が図れるようにする。  
受付時の対応について、相手に不安を与えない様に対応する。
- (3) 秘密保持厳守、及び個人情報の取り扱いを適正に行う。  
言動や行動に注意し秘密保持厳守に努める。
- (4) 困難事例ケース検討、及び新規ケースの情報を共有することで、事業所全体で当事業所居宅依頼ケースのケアに取り組む。

### 5. 在宅介護への支援

- (1) 介護保険制度及びサービス内容の周知をする。
- (2) 介護方法及び社会資源の利用についての周知をする。

### 6. 各関係機関との連携の強化

- (1) 地域包括支援センターを始め、各関係機関との連携を密にしニーズに沿ったケアマネジメントが行えるよう努める。
- (2) 地域包括支援センターと随時困難事例等の検討会を開催し、情報を共有する。

## 1. 基本方針

乳児期に大切な「子育て環境」を整え、一人ひとりを大切にする乳児保育に努め、子どもの潜在能力を引きだし、健やかに育つことができるようにする。また、それに伴って保護者支援にも努めていく。

## 2. 具体的施策

### (1) 一人ひとりを大切にする保育

避難に伴い保護者の通勤時間等も長くなり、関連して子ども達も保育所で過ごす時間が長くなった。

このことから保育所も子どもにとって第二の家庭であると捉え、一人ひとりの発達に合った保育をすることで、心身の発達に沿った保育を実践する。

### (2) 危機管理の徹底の継続強化

震災の経験を活かし、安全な避難方法や連絡方法等のマニュアルの見直し、常に災害に備えた環境整備に努めて行く。

### (3) 保護者が子育てを学ぶ場としての保育所づくり

避難生活により大所帯が分断され、世代間の子育て継承が薄れ、また、地域との繋がりも薄れているなか、保育所は、子育てを学ぶ場としての役割が求められている。そのため積極的に子育ての相談を受け支援していく。

### (4) 保育士としての専門性を高める

乳幼児期においては、人としてたくましく生きて行くための土台となる時期であるため、それを支える保育士の役割・専門性が問われ且つ重要であることから、常に自己研鑽し、積極的に所内研修や各種研修会への参加し、保育士としての質を高めて行く。

1. 基本方針

震災から2年が経過し、事務業務も落ち着いてきたことから、法人運営の将来を踏まえ、財源確保や人材確保についての方策について取り組む。

2. 具体的な内容

(1) 財源の維持確保

① 支出の見直し

(間に合う物はそのままに、不必要(あったら便利的な物)と思われる支出を抑える。)

② 収入の確保

(法人が負担とならないよう、効果及び意味のある助成や補助制度を積極的に見つけ活用する。)

③ 様々な試算に心掛ける

(収支を実行する前に、どれが効果的で得るものが大きいのか、また、どれだけ節約できるかを試算する。)

(2) 人材確保

職員不足は、財源に大きな影響を及ぼすことから、人材確保に関する広報や呼掛け等をどのように展開するか提案して行く。

(3) 後方支援の役目を担う

各事業所が活動し易いように、事務的後方サポートを行う。

3. その他

その他必要時に必要な内容を伝達できるよう、適宜の勉強会を開催

※ 今年度も多くの計画を求めず、質を高めて行く。